

物価高騰対策事業者支援給付金

中小企業者

趣旨

電気・ガス等のエネルギー価格高騰による影響を受けている中小企業者に対し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

- ①市内に事業所を有し、申請時点で企業経営を行っていること
- ②令和4年分の確定申告又は市・県民税申告（法人の場合は、法人市民税の確定申告）をしており、令和4年中の年間売上額が120万円以上である中小企業者（一部業種等を除く。詳しくは裏面をご覧ください。）
- ③令和4年度及び令和5年度の市税等に滞納がないこと
- ④給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること



申込期間

令和6年1月11日(木)から2月29日(木)まで ※当日消印有効

個人

【給付金額】

5万円×事業所数(店舗など)

【提出書類】

- ①給付金支給申請書
- ②令和4年分の確定申告書または市・県民税の申告書の写し※
- ③青色申告決算書または収支内訳書の写し※
※令和5年度エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は省略可
- ④市内に住所を有する事業所数分かる書類(複数の事業所がある場合)

法人

【給付金額】

10万円×事業所数(店舗など)

【提出書類】

- ①給付金支給申請書
- ②直近の事業年度の法人市民税確定申告書の写し
- ③法人事業概況説明書の写し
- ④市内に住所を有する事業所数分かる書類(複数の事業所がある場合)

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL: 0176-51-6773 FAX: 0176-22-9799 E-mail: shokokanko@city.towada.lg.jp

業種等の支給要件

- ①中小企業者または特定非営利活動法人、一般財団・社団法人、公益財団・社団法人、商工会議所、協同組合等であること。
- ②対象業種に該当すること。

主な対象業種	対象外業種
<ul style="list-style-type: none">・製造業、卸売業、小売業、建設業・サービス業（理美容、旅行、娯楽、広告、学習支援、情報通信等）・飲食業・保険媒介代理業、保険サービス業・宅地宅建取引業、不動産仲介業・接骨院、整骨院、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師・助産師・その他対象外業種以外の業種	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉施設、医療施設(対象業種を除く)、保育施設、農業、運送業、宿泊業、交通事業(別途給付金事業を実施)・金融業 ・保険業・不動産貸付業、貸家業、駐車場業・内職等の家内労働者、保険外交員、集金人、電力量計の検針員、その他これらに類するもの・性風俗産業 ・太陽光発電事業、FXなど資産運用に類するもの

- ③以下の項目に該当しないこと
- ・宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体（NPO法人は除く）、暴力団
 - ・法人格を持たない任意団体

よくある主な質問(Q&A)

Q.本社が市外ですが、対象になりますか。

A.本社が市外であっても、市内に事業所（店舗など）がある場合は対象となります。

Q.法人で工場が2つありますが、給付額は20万円ですか。

A.経営主体（賃金台帳等の経営所帳簿）が別であれば2事業所となります。その場合はそれぞれ市内に住所を有する書類をご提出ください。なお、同一敷地内に事業所（店舗など）がそれぞれある場合は、1事業所となります。

Q.いつまでに開業していれば対象になりますか。

A.申請時点で開業している場合は対象となりますが、月売上が10万円以上必要であることから、ご確認の上、申請してください。

Q.同一法人が、複数回申請することは可能ですか。

A.複数回の申請はできません。

Q.他の給付金を受けていても対象となりますか。

A.同時期に実施している物価高騰対策事業者支援給付金（社会福祉施設・医療施設・保育施設、農業者、運送事業者、宿泊事業者）を受給（予定も含む）している場合は、対象となりません。また、エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金を受給している場合も対象となりません。その他の給付金を受けていても対象となります。

Q.副業として事業を行っている場合は、対象となりますか。

A.確定申告において当該収入を事業収入として申告している場合は対象となります。